

東京学芸大学特任教授に関する規程の一部改正について

改正理由：特任教授だけでなく、特任助教授及び特任講師についても選考できるよう
所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>特任教授等</u>に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における<u>特任教授、特任助教授及び特任講師（以下「特任教授等」という。）</u>に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「<u>特任教授等</u>」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学の運営上特に必要な業務に従事し、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、助教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。</u> (選考) 第3条 <u>特任教授等</u>の選考は、役員会の議に基づき、学長が行う。 (称号) 第4条 前条の規定により選考された者は、<u>特任教授等</u>を称することができる。 (付与期間) 第5条 <u>特任教授等</u>を称することができる期間は、有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき、本学に勤務する期間とする。 (補則) 第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特任教授等</u>に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 この規程は、平成18年2月2日から施行する。 2 この規程施行の際、現に本学特任教授である者は、この規程により選考されたものとみなす。	東京学芸大学<u>特任教授</u>に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における<u>特任教授</u>に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「<u>特任教授</u>」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学の運営上特に必要な業務に従事するものをいう。</u> (選考) 第3条 <u>特任教授</u>の選考は、役員会の議に基づき、学長が行う。 (称号) 第4条 前条の規定により選考された者は、<u>特任教授</u>を称することができる。 (付与期間) 第5条 <u>特任教授</u>を称することができる期間は、有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき、本学に勤務する期間とする。 (補則) 第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特任教授</u>に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 〔省略〕